

●水道料金について

Q 水道料金の支払い方法は？

A 水道料金は2か月ごとに検針を行い、その使用水量に基づき、料金を算出・請求します。納入通知書（請求書）には支払期限が明記されていますので、期限内にお支払い下さい。納入期限を超過しますと督促状が発行されます。さらにお支払いがないときには、あらかじめお知らせしたうえで給水を停止することがあります。お支払いは次の2通りの方法があります。

【納入通知書】

納入通知書でお支払いいただく方法です。金融機関及び水道料金センター窓口で取扱いしています。納入通知書の発送は検針月の25日（休日の場合は直前営業日）です。

【口座振替】

お客様の預金口座から2か月に1回、自動引落しによってお支払いいただく方法です。口座振替依頼書にお客様番号を記入のうえ、預金通帳と届け印を持参し、金融機関へ直接お申込み下さい。口座振替日は、検針した月の翌月10日（休日の場合は翌営業日）です。

Q 水道料金のしくみはどうなっているのでしょうか？

A 水道料金は、使用水量に応じ、料金表により計算します。2か月間の水道使用量のうち0～16立方メートルまでの分は基本料金のみが適用され、16立方メートルを超えた分は基本料金に従量料金を加えて計算します。

【基本料金表】 基本料金は水道メーターの口径によって変わります。

| 口径   | 基本料金   | 口径   | 基本料金    | 口径    | 基本料金    |
|------|--------|------|---------|-------|---------|
| 13mm | 930円   | 40mm | 6,200円  | 100mm | 38,500円 |
| 20mm | 1,350円 | 50mm | 11,300円 | 150mm | 82,800円 |
| 25mm | 2,000円 | 75mm | 23,500円 |       |         |

※上記の金額は1か月分の基本料金です。水道料金の検針・請求は2か月ごとに行いますので2か月分の基本料金となります。上表の金額には消費税及び地方消費税相当額は含まれていません。

【従量料金表】

| 使用水量                         | 従量料金（1立方メートルあたりの料金） |         |              |
|------------------------------|---------------------|---------|--------------|
|                              | 13・20・25mm          | 40・50mm | 75・100・150mm |
| 16立方メートルを超え40立方メートル以下のもの     | 155円                |         |              |
| 40立方メートルを超え200立方メートル以下のもの    | 195円                | 195円    |              |
| 200立方メートルを超え600立方メートル以下のもの   | 255円                | 255円    | 255円         |
| 600立方メートルを超え2,000立方メートル以下のもの | 315円                | 315円    | 315円         |
| 2,000立方メートルを超えるもの            | 355円                | 355円    | 355円         |

※上記の金額は専用給水装置・一般用の従量料金です。上表の金額には消費税及び地方消費税相当額は含まれていません。

- 身分証明書の提示を求めて確認（会社名・担当者）し、水道部へ連絡して下さい
- 「水道部へ連絡する」といって即答・購入しない
- 屋内に立ち入らせない

不審に思ったときは

- 一般家庭での水質検査
- 浄水器などの販売・貸し出し・あっせん
- 給水管の清掃

水道部では次のようなことは行っていません

最近、水道部の職員を装い、あたかも市役所からの指示のような口ぶりで浄水器を売りつけるなどの悪質商法の報告が、水道部に寄せられています。

